

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案の概要

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置を講ずることとし、あわせて、これらの措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置等を講じる。

◎ 地方税法の一部改正

I 避難区域内等の資産について特例を講ずるもの

【固定資産税・都市計画税】

1. 警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る平成23年度分の課税免除

警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち、避難等の実施状況等を総合的に勘案して市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除する。

【自動車税・軽自動車税】

1. 警戒区域内自動車に係る自動車税・軽自動車税の特例

警戒区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに対しては、平成23年3月11日にさかのぼって自動車税・軽自動車税が課されないようにする特例を講じる。

II 警戒区域内の資産の代替資産について特例を講ずるもの

【固定資産税・都市計画税】

1. 警戒区域内住宅用地に係る代替住宅用地の特例

警戒区域内住宅用地の所有者等が当該住宅用地に代わる土地（代替土地）を警戒区域が解除されるまでの間に取得した場合等において、当該代替土地のうち警戒区域内住宅用地の面積相当分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなす（※）。

※ 住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。

2. 警戒区域内家屋に係る代替家屋の特例

警戒区域内家屋の所有者等が当該家屋に代わる家屋（代替家屋）を警戒区域が解除されるまでの間に取得した場合等において、当該代替家屋に係る税額のうち当該警戒区域内家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額する。

3. 警戒区域内償却資産に係る代替償却資産の特例

警戒区域内償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を警戒区域が解除されるまでの間に、被災地域において取得した場合等においては、課税標準を4年度分2分の1とする。

【不動産取得税】

1. 警戒区域内家屋に係る代替家屋の取得に係る特例

警戒区域内家屋の所有者等が当該家屋に代わる家屋（代替家屋）を警戒区域が解除されるまでの間に取得した場合等において、当該家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

2. 警戒区域内家屋に係る代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例

代替家屋の敷地の用に供する土地で、警戒区域内家屋の敷地の用に供されていた土地（従前の土地）に代わるものを警戒区域が解除されるまでの間に取得した場合等において、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

【自動車取得税】

1. 警戒区域内自動車の代替自動車の取得の非課税

警戒区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車（代替自動車）を平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税を非課税とする。

【自動車税・軽自動車税】

1. 警戒区域内自動車の代替自動車に係る自動車税・軽自動車税の非課税

警戒区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車（代替自動車）に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税を非課税とする。

◎ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正

【地方債の特例等】

上記の地方税法の一部改正による地方税等の平成23年度の減収額を埋めるための地方債の特例及び基準財政収入額の算定方法の特例を講じる。

◎施行日 : 公布の日